

○旧松喜醤油屋を活用する会補助金交付要綱

令和元年8月26日

飯塚市告示第111号

(趣旨)

第1条 この告示は、旧松喜醤油屋の活用を図るとともに、地域住民の福祉及び教養を向上させ、並びに地域交流活動等を支援するため、旧松喜醤油屋を活用する会(以下「活用する会」という。)の事業に要する経費に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 旧松喜醤油屋の魅力発信及び知名度向上に寄与する事業
- (2) 伝統文化の継承及び地域交流の推進に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

2 補助の対象となる経費は、前項に掲げる事業に要する経費のうち市長が認めるものとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 活用する会は、補助金を補助の対象となる事業に使用し、他の用途に使用してはならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の概算払)

第5条 市長は補助金の交付目的を達成するため特に必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

(補則)

第6条 補助金の交付申請に係る申請書等の様式、その他の補助金の交付等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和元年5月10日から適用する。